

平成 16 年 11 月 19 日

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 御中

全国銀行協会

「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(原案)に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成 16 年 10 月 20 日付ご意見募集のあった「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(原案)に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(原案)に対する意見

【総 論】

- ・ 金融機関の保険募集業務の拡大や証券仲介業務の解禁をはじめとする金融機関の業務範囲に関する規制緩和によって、競争の促進、利用者利便の向上等が期待できる。本指針は、このような規制緩和の趣旨を活かし、金融市場等における適切な競争を促進するために策定する旨を明記していただきたい。
- ・ また、本指針は、競争阻害的な行為を未然に防止するために策定されるものであり、「主要な例」としてあげられた行為による弊害が現在問題となっているものではない旨を付記していただきたい。

【各 論】

第1部

P 3 第1パラグラフ「証券会社については・・・」

- ・ 「参入規制が免許制から登録制に緩和されたこと」と、証券会社が「引受け等により一般事業会社に対して影響力を行使する可能性が減少したと考えられること」との間には、必ずしも因果関係がないと考えられることから、「平成10年に参入規制が・・・可能性が減少したと考えられることから」の部分は削除されるよう希望する。

第2部 金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について

P 8 「3. 不当な顧客誘引」

- ・ 改定原案では、現行指針にある「他よりも有利な条件を提示することにより顧客を誘引することは自由競争の本質であり、事業者が顧客の獲得のためにどのような手段を用いるかは基本的に制限されるものではない」との基本的な考え方が削除されているが、このような考え方が変更されたわけではないとの理解でよいか。また、そうであれば、現行指針と同様、こうした考え方を明記していただきたい(P 10「ウ 不当な顧客誘引」、P 14「(2) 不当な顧客誘引」およびP 16「(3) 不当な顧客誘引」についても同じ)。

P 9 「ア 自己との取引の強制等」

- ・ 例えば、「担保有価証券の売却による融資金の回収(返済)」に際しては、債権保全上、自行あるいはグループ証券会社を通じた売却が好都合であるが、このような行為自

体は、ただちに問題となるような行為ではないと解釈してよいか（確認）。

P11 「ウ 不当な顧客誘引」

- ・ 本年12月に、銀行による証券仲介業が認められることに伴い改正される「金融機関の証券業務に関する内閣府令」等の規定に則って業務が運営される場合には、こうした問題は生じないと理解しているがよいか（確認）。

P12 「ウ 有価証券の発行に関する不当な干渉」

- ・ 金融機関が「委託元証券会社に対し、有価証券発行の条件について、当該証券会社の引受リスクを増加させるような要請を行い、事実上これに従うことを余儀なくさせる」といった行為を仮に行ったとしても、それによって当該金融機関の証券仲介業務に係る収益が拡大するわけではない。このため、金融機関の証券仲介業務を通じて本事項のような事象が発生する可能性は僅少と考えられる。以上により、本事項については削除されるよう希望する。

P12 「2 銀行等の保険募集業務に係る不公正な取引方法」

- ・ 保険会社は、銀行等と同様、融資業務を行っており、昨年には、保険会社が銀行等の貸付業務の代理を行うことも解禁されている。しかしながら、改定原案では、「融資を通じた影響力を不当に利用した行為」として銀行等だけが例示されており、公正の観点からバランスを失っているのではないか。

P14 「(3)委託元保険会社に対する不当な干渉」

- ・ そもそも、どのような販売チャネルによって保険契約を募集するかは保険会社の経営判断の問題であり、また、どのような保険契約を引き受けるかも保険会社が決定するものである。こうした基本的な前提を明記されるよう希望する。
- ・ そもそも本事例にあるような保険会社は事実上存在しない。また、一義的にはそういう事態の発生が防止されるべきであり、独占禁止法上の問題ではない。

以 上